

## 告 示

### 埼玉県行田県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年六月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月二十六日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 澤 隆

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>○ 番一地先まで</p> <p>行田市大字上池守字堀向通七四</p> <p>二番一地先から</p> <p>行田市大字上池守字八木沼三〇</p>	<p>番八地先まで</p> <p>行田市大字上池守字畑通七三七</p>	<p>行田市大字上池守字畑通七三八</p> <p>番一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>七・五〇ゝ</p> <p>六二・三三二</p>	<p>一〇・〇六ゝ</p> <p>一三・二二〇</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>五八四・八二</p>	<p>四〇・四七</p>		<p>延長 (メートル)</p>
			<p>備 考</p>